



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
10月11日
第46号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

製材業者の登録（森林政策課）	1
保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示の要旨（森林保全課）	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	2
道路区域の変更（道路課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3

○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告（中小企業支援課）	4
県営土地改良事業工事完了公告（耕地課）	4
市街地再開発組合の定款の変更の認可公告（都市計画課）	4
市街地再開発組合の事業計画の変更の認可公告（都市計画課）	5

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（南部）	5
---	---

告 示

滋賀県告示第201号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号）第5条第1項の規定に基づき、製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県甲賀森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	製材業者	
	住所	氏名
甲賀森林整備事務所	甲賀市土山町頓宮330	河芳工務店 代表者 河合芳明

滋賀県告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第203号

平成30年滋賀県告示第485号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市甲賀字西山659、681-2、681-3、682-2
- 2 通知の内容の要旨 平成30年滋賀県告示第485号のとおり

滋賀県告示第204号

令和元年滋賀県告示第38号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町牧字下山1-17、1-44、1-145から1-148まで、1-154、1-155、1-157、1-160、信楽町宮町字樋ノ谷2144-1、2145、2146-2、2146-3、2147-2、2176-1、2188、2193、2195-1、2195-2、2221-2
- 2 通知の内容の要旨 令和元年滋賀県告示第38号のとおり

滋賀県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
社会医療法人誠光会草津ケアセンター訪問リハビリテーション	草津市野村二丁目13番13号	社会医療法人誠光会 理事長 北野博也	草津市矢橋町1660	訪問リハビリテーション	令和1.10.1	2550680017

滋賀県告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支

援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	クスリのアオキ出町薬局	近江八幡市出町180番地	薬局	小西 祐輔	令和1.9.1
更生医療	高島市民病院	高島市勝野1667番地	病院・診療所	岡本 孝博	令和1.9.1

滋賀県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和元年10月11日から令和元年10月25日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	賀田山安食西線	彦根市賀田山町字四の坪1428番地先から	変更後	最小 10.3m く 最大 25.1m	178.7m	う回路設置に伴う道路区域の変更
		彦根市賀田山町字四の坪1423番地先まで	変更前	最小 10.3m く 最大 10.3m	167.5m	

滋賀県告示第208号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 樋田2号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から6号までを順次結んだ線および標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地番	標柱番号
犬上郡	多賀町	樋田	山ノ神	17	1
〃	〃	〃	〃	〃	2
〃	〃	〃	樋田ヶ谷	12-1	3
〃	〃	〃	西後	120	4
〃	〃	〃	〃	105-2	5
〃	〃	〃	〃	100地先河川敷	6

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂石山店 大津市松原町13番15号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和2年5月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,406平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 125台
- 7 駐輪場の収容台数 95台
- 8 荷さばき施設の面積 80.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 29.0立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時50分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時50分から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和元年9月20日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和元年10月11日から令和2年2月12日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和2年2月12日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営草津用水地区かんがい排水事業	平成28年4月27日
県営野洲川下流2期地区農業水利施設保全合理化事業	平成30年3月16日

市街地再開発組合の定款の変更の認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、北中西・栄町地区市街地再開発組合の定款の変更を認可した。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 組合の名称 北中西・栄町地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間 平成28年1月から令和2年3月まで

- 3 施行地区 草津市大路一丁目の一部
（施行地区に含まれる地域の名称）
草津市大路一丁目字北ノ町470番1、471番1、471番2、471番3、471番5、477番、478番、479番、479番1、480番、480番2、482番、482番3、482番4、482番9、482番10および482番11ならびに宇西浦720番1、720番2、720番3、720番4、720番5、720番6、720番7、720番9、720番10、720番11、720番12、720番13、720番14、720番15、720番16、720番17、720番18、720番21、721番2および721番3
- 4 事務所の所在地 草津市大路一丁目8番5号
- 5 設立認可の年月日 平成28年1月20日
- 6 定款の変更の内容 参加組合員の住所の変更
- 7 定款の変更認可の年月日 令和元年10月11日

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、北中西・栄町地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

令和元年10月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 組合の名称 北中西・栄町地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間 平成28年1月から令和2年3月まで
- 3 施行地区 草津市大路一丁目の一部
（施行地区に含まれる地域の名称）
草津市大路一丁目字北ノ町470番1、471番1、471番2、471番3、471番5、477番、478番、479番、479番1、480番、480番2、482番、482番3、482番4、482番9、482番10および482番11ならびに宇西浦720番1、720番2、720番3、720番4、720番5、720番6、720番7、720番9、720番10、720番11、720番12、720番13、720番14、720番15、720番16、720番17、720番18、720番21、721番2および721番3
- 4 事務所の所在地 草津市大路一丁目8番5号
- 5 設立認可の年月日 平成28年1月20日
- 6 事業計画の変更の内容
事業施行期間 平成28年1月から令和3年3月までに変更
資金計画の変更
- 7 事業計画の変更認可の年月日 令和元年10月11日

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年10月11日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒 木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーション KOKORO	野洲市小篠原 1800番地30	L i l y 株 式 会 社	野洲市小篠原 1800番地30	居宅介護 重度訪問介護	令和1.10.1	2511300333

